

第93号議案

八王子市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を
改正する条例設定について

八王子市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例を次の
とおり設定するものとする。

令和2年9月4日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例
八王子市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（平成19年八王子市条例第
31号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p><u>（研修の機会の確保）</u> <u>第13条の2 浄化槽保守点検業者は、浄化槽管理士に対し、浄化槽の保守点検に関して必要な知識及び技能の向上を図るための研修の機会を、第3条第1項又は第3項の登録の有効期間内において1回以上確保しなければならない。</u></p>	

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の八王子市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第13条の2の規定は、この条例による改正前の八王子市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第3条第1項又は第3項の登録の有効期間の満了の日がこの

条例の施行の日から令和3年3月31日までの間にある浄化槽保守点検業者については、当該登録の有効期間の満了の日までの間は、適用しない。